

広島県告示第三百九十七号

令和六年度における広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第二備考に規定する知事が別に定める日は次のとおりとする。

なお、令和五年広島県告示第五百九十六号（広島県港湾施設管理条例別表第二備考に規定する知事が別に定める日）は、廃止する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和六年四月三十日から同年五月二日まで、同年八月十三日から同月十六日まで及び同年十一月二十二日並びに令和七年一月二日、同月三日及び同年三月二十一日